

学校の安全管理マニュアル

作成のための手引き

～不審者等から児童・生徒を守るために～

平成17年3月

神奈川県教育委員会

「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」
の発刊にあたって

児童・生徒の安全を確保し、学校の安全を守ることは、児童・生徒の心からの笑顔と心身の健康、そして未来への可能性をしっかりと守ることにつながります。

平成13年9月に「学校の安全管理マニュアル作成のための指針」を作成して3年が経過しました。前回の指針作成の発端となった大阪教育大学附属池田小学校での児童殺傷事件以後も不審者の侵入は後を絶たず、平成16年度には、奈良市での下校中の児童の誘拐殺害事件、大阪府寝屋川市の小学校における侵入者による教職員殺傷事件、長崎県の小学校の児童が他の児童を殺害するという大変痛ましい事件など、教育界はもとより、国民全体に大きな衝撃を与え、社会問題となっています。

このような児童・生徒、教職員の生命を脅かす事件が発生している中、通学路を含めた学校内外の児童・生徒の安全確保に向け、保護者や地域の方々によるパトロールなどの主体的な取り組みや、学校との強力な連携が、大きな力となって各市町村に着実に広がっている状況も実感しています。

学校が、児童・生徒を犯罪から守るために危機管理意識を高く持ち、日常からその対応に取り組むことは言うまでもありませんが、保護者や地域の方々の協力による地域ぐるみの子どもたちを見守る目、すなわち地域の防犯力を高めることは、学校安全を図る上でも大きな力になると期待されています。

このようなことを受け、今回の「手引き」(前回の「指針」を名称変更)は全体を通して、学校・家庭・地域との連携を意識した内容になっています。また、防犯訓練の効果の大きさと、防犯教育の重要性に鑑み、より分かりやすい具体的な内容や、事例の紹介に心がけました。さらに実効性ある体制づくりのための役割分担例の提示と、不幸にも事件が発生してしまったあとの、児童・生徒の心のケアについても配慮をしました。

市町村教育委員会、県立学校及び各小・中学校におかれましては、この手引きを参考に、各学校の状況や地域との関係、児童・生徒の実態にあったマニュアルを作成し、いかなる事態にも臨機応変に的確な対応をとることができますよう、マニュアルを活用し、日常の取り組みや、定期的な訓練を通じた、より実効性のある対策を推進して、危機管理意識をさらに高めていただくことをお願いいたします。

神奈川県教育委員会教育長
曾 根 秀 敏

「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」
～不審者等から児童・生徒を守るために～

【はじめに】	1
【日常対策編】	
第1章 犯罪被害から児童・生徒を守るための対策	
1 学校内での犯罪被害防止のための対策	2
(1) 日常的な点検項目	2
(2) 教職員の体制整備	2
(3) 防犯訓練(教職員対象)実施	2
(4) 防犯設備・器具等の整備について	4
(5) 不審物・不審電話について	4
2 登下校時の犯罪被害防止のための対策	5
(1) 日常的な取組みの参考例	6
(2) 家庭・地域との連携、情報の共有	8
日常的な点検項目の参考例(日常、学校行事等、休業日)	10
3 児童・生徒への指導	16
(1) 防犯教育指導内容の参考例	16
(2) 避難訓練(児童・生徒対象)実施のための参考例	19
(3) 防犯教室実施要領	20
第2章 児童・生徒の問題行動の防止	
1 自他のいのちの尊重、健康の大切さ、こころの教育	21
2 学校の指導体制整備	21
(1) 複数の視点から児童・生徒の変化に対応できる体制の整備、 教職員間の情報共有	21
(2) 関係機関との連携	22
【緊急対応編】	
1 緊急時の対応(不審者侵入、不審物、登下校時の被害危険)	24
(1) 学校への不審者侵入	24
(2) 登下校時の被害発生	26
2 緊急状態収束後の対応	27
(1) 事件・事故対策本部の設置	27
(2) 事件・事故の再発防止策の実施	28
(3) 保護者、報道機関への対応	28
(4) 児童・生徒の心のケア	29
【安全管理マニュアル作成例】	
1 平常時の対応(チェックリスト形式)	31
2 緊急時の対応事例(フローチャート形式 ¹⁾ と役割別対応行動例) 教職員の役割分担(参考例)	32 33
3 緊急時の連絡・通報	34
【県教育委員会の取組】	
1 緊急時(事故発生時)の対応	35
2 今後の取組み	35
[参考:学校における重大な事件・事故発生時の対応について(抜粋)]長崎県教育委員会	36

【はじめに】

学校において不審者等から児童・生徒の安全を確保するにあたっての基本的な考え方は、概ね次の3点に大別されると考えます。

教職員が一丸となった安全管理体制の整備と危機管理意識の向上
緊急時における、児童・生徒の生命と身体の安全確保を最優先とする対応
児童・生徒が自他の生命と健康を尊重する心を身につける教育の推進

そのため教職員は、登下校時を含めた学校でのすべての時間（授業時間、休み時間、昼食や清掃の時間、始業前・放課後）と場（校舎内外及び通学路）における日常の点検や緊急時の体制を整備し、教育環境の安全確保を図るとともに、学校教育活動全体を通しての安全教育を進める必要があります。

そして、学校での安全確保や効果的な安全教育を行うにあたっての取組みは、主に次の3点が考えられます。

- ・ 日常点検による危険の早期発見と除去、状況の改善
- ・ 緊急時における児童・生徒の安全確保体制の確立と防犯訓練の実施
- ・ 児童・生徒理解に基づく主体性を育て実効性ある防犯教育の推進

これらを具体化して、各学校の状況に応じた対応を可能にしていくためには、学校が自らマニュアルを作成する必要があります。

また、その取組みをより強固にするため、関係機関との連携、保護者や地域の関係者との協力・連携も児童・生徒の安全確保には不可欠な要素です。また、学校内における児童・生徒の安全を守る上では、子どもたち同士での事件を未然に防ぐ方策として、日ごろの観察・相談・声かけなどのケアも必要です。

さらに学校では、日常の対応や防犯訓練等の様々な取組みを通して、不断の検証を行いマニュアルの改善を加えていくことも重要と考えます。

なお、この手引きは、平成17年4月1日施行の、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づく「学校等における児童等の安全確保に関する指針」の内容を踏まえたものとしています。

児童・生徒のいのちと健康を守るために
全ての学校が独自のマニュアルを作成してください

第1章 犯罪被害から児童・生徒を守るための対策

1 学校内での犯罪被害防止のための対策

(1) 日常的な点検項目

日常的な点検対象については、設備等のハード面と人的対応のソフト面があります。これらを通常の場合や学校行事の場合、休業日の場合に分け、また、時間帯を問わない常時点検項目と、始業前、授業・休み時間等、放課後等に分けて、考えられる事項を整理しました。

また、児童・生徒の個人情報については、それ自体が保護されるべきものであるばかりか、その流出により新たな犯罪被害を誘発する恐れもあることから、情報管理体制の点検整備も必要です。

日常的な点検項目の参考例は、10ページに掲載しています。

(2) 教職員の体制整備

日常的な点検の実施や登下校時の校門の開閉、来校者への対応や学校内外の巡回、さらに関係機関・団体等との連絡調整など必要な役割分担を行うことが重要です。

巡回にあたっては、ローテーション表を作成するなど分担を明確にしましょう。

担当者については、関係機関との連携の担当者だけでなく、日常の情報の受信の担当者も明確にしておくことが必要です。

具体的な参考例は、33ページに掲載しています。

(3) 防犯訓練（教職員対象）の実施

緊急事態が発生した場合、速やかに的確な対応ができるよう教職員の役割を分担し、それぞれの対応内容・手順などを定めるとともに、訓練や研修等の実施により各自が役割を理解し、緊急時に冷静な判断と行動ができるようにすることが重要です。

防犯訓練（教職員対象）実施の考え方

不審者侵入の具体的な態様の想定

侵入目的：児童生徒への危害、教職員への危害、窃盗、設備破壊等

犯行形態：単独・複数、凶器所持の有無、侵入経路、授業中等の時間帯

訓練実施のための指導者選定

講師について、校内での防犯指導ができる教職員（防犯教室講習会受講者等）や所轄の警察署、くらし安全指導員等の中から候補者を検討し選定のうえ依頼する。

訓練実施の日程

計画に当たっては、全職員が訓練に参加できるようあらかじめ年間計画に位置づけるとともに複数回の実施や複数年度の計画を立てる等の配慮をする。

参考例

不審者侵入対応のための防犯訓練（教職員対象）

- 1 日時 年 月 日 時から 時
- 2 対象 教職員（児童・生徒は参加しない。）
- 3 場所 会議室、体育館
- 4 講師 警察署
- 5 内容
 - (1) 講義 防犯の心得
安全マニュアルの内容確認
機器の点検、校内機器の設置箇所確認
 - (2) 実技 単独かつ凶器を所持した不審者を想定した実技
想定
ア 時 分頃、 より不審者が侵入し、校内巡回中の、A教諭及びB教諭が 階の 年 組の教室前で不審者を発見。
イ 不審者は、棒状の凶器を所持しており、かなり興奮している。
対応
ア A教諭が不審者に声を掛け、落ち着かせるよう対応。
イ B教諭は、児童がいることを仮定し、付近の教室の児童・生徒に教室から出ないように指示し、職員室へ連絡して応援を求める。
ウ 職員室では、器具を持って複数の応援職員を現場に向かわせるとともに警察に通報。
エ 他の階では安全な避難路が確保できる児童・生徒がいることを仮定し、速やかに避難等の誘導を行う。
オ 警察到着により不審者拘束。
カ 授業の継続、下校指導について決定し、保護者へ連絡するまでをシミュレーションする。
キ 報道対応に向けて、必要な情報を整理する。
 - (3) 講評 講師によるまとめと講評

(4) 防犯設備・器具等の整備について

防犯設備・器具等が、どのような危険に対してどのような効果を持っているのかを正しく把握し、学校や地域の実態を踏まえて整備をする必要があります。

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、利用並びに記録画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずる必要があります。

防犯機器の使用方法について、研修等により周知を図る必要があります。

教室等の配置については、教職員が外来者を把握しやすいように配慮します。

校舎外敷地内の死角をなくすため、樹木の剪定その他の整備を行うことが必要です。

火災報知器には、消防署に直接通報する機能があるものと、通報範囲が学校内に限られているものがあります。また、非常ベル用のボタンだけのものと送受信機がセットになっているタイプのものがあります。接続端子があれば、職員室等の受信盤との間の通話機能を付加できます。

(5) 不審物・不審電話について

学校内の巡回等によって不審物等が発見された場合には、それが化学物質等危険性の高いものや乱用防止の対象となっている薬物である場合がありますので、慎重に対応し、状況に応じて警察や専門家の支援を求めることが必要です。

加害を予告するような電話や文書等を収受等した場合は、動揺せず、また軽視することなく、警察や教育委員会へ相談するなど適切な対応が必要です。

〔参考：学校環境衛生活動について〕

学校の環境衛生管理については、学校保健法や学校の施設状況によっては、建築物における衛生的環境の確保にかかる法律（通称：ビル管理法）に基づく検査を行う必要があります。検査項目は、水道水や室内空気中の化学物質、害虫などで、検査の時期や方法などについても規定されています。

各学校においては、教職員の事務分担を明確にしながら学校薬剤師と連携して適切な検査、管理に心がけることが必要です。

2 登下校時の犯罪被害防止のための対策

(これまでの取組み)

学校では、これまでも家庭や地域の協力を得ながら、児童・生徒の安全を確保するための取組みが様々な形ですすめられています。例えば、集団登校時における保護者の方々の立番、通学路での声かけ運動と安全指導、青少年指導員や少年補導員をはじめとした地域の青少年育成団体の方々との定期的な巡回、さらには地域の商店、ガソリンスタンド等やPTAが中心となって取り組んでいただいている「子ども110番の家」など、多種多様な形態をとりながら日常的に進められています。

(あらたな動き)

また、最近では、GPS(グローバル・ポジショニング・システム)やICタグを活用した児童生徒の安全確保対策、散歩・買物のついでに行う「ついでパトロール」、愛犬家の皆さんによる「わんわんパトロール」、郵便局の協力による「こども110番車」といった活動も始まっています。

(連携の重要性)

登下校時には、学校内と比較し様々な危険が予想されることから、より一層の安全対策が求められるところですが、学校だけの取組みに限らず、家庭、地域、警察等の関係機関と連携・協力を図っていくことが重要です。

学校・家庭・地域の緊密な連携や結び付きによって、児童・生徒の生命に関わる緊急事態を切り抜けたという事例もあり、迅速で適切な取組みを展開できるシステムづくりが重要です。また、こうした連携は、登下校だけでなく、学校内の安全確保についても有効な手段であると考えられます。

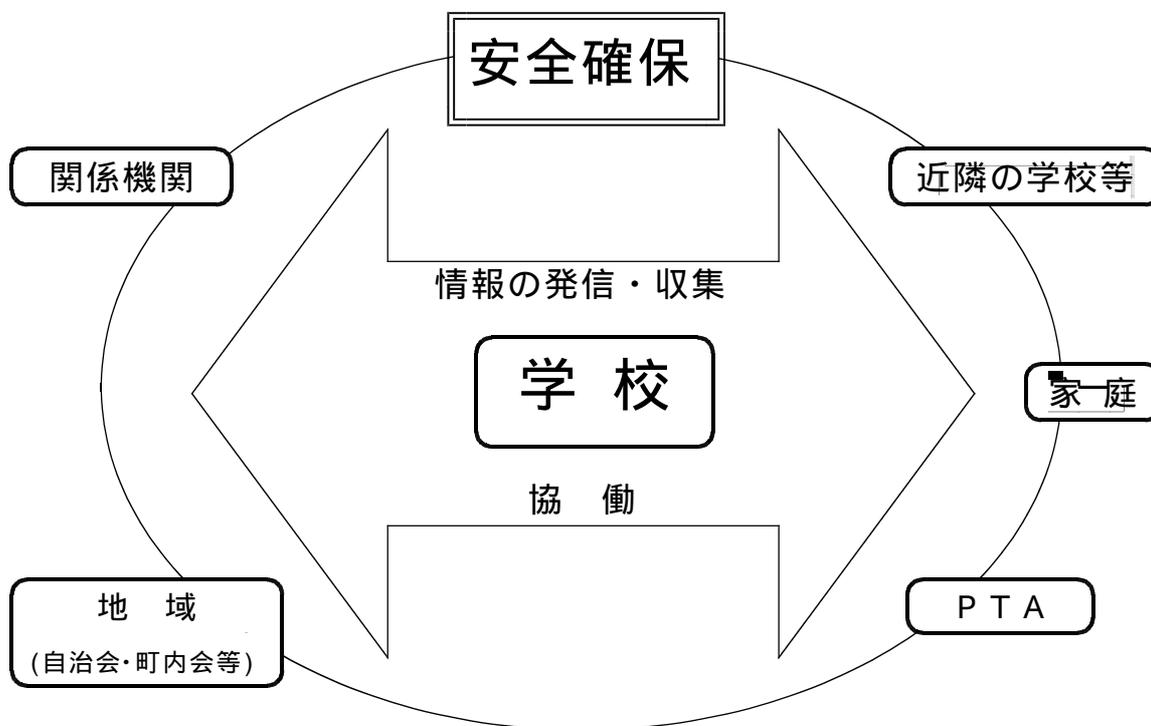
(今後の方向性)

学校はPTAや地域諸団体の活動に積極的に参加し、支援すると同時に、PTAや地域の方々の取組みをとおして児童・生徒を見守り・支える活動を協働して展開するとともに、その連携の要としての機能を発揮することが求められています。

各学校においては、こうした役割を十分に認識し、学級懇談会や地域懇談会などの機会に、「校内や地域での安全確保の取組み」や「家庭・地域と連携した取組み」について意見交換を行いながら、児童・生徒を見守り・支える地域ぐるみの活動をなお一層促進していく必要があります。

(1) 日常的な取組みの参考例

児童・生徒を見守り・支える体制づくり



1 情報 の 収 集	学区内の危険箇所等の確認	<p>P T A、自治会、青少年育成諸団体、警察等からの情報収集及び教職員による学区内巡回等により、学区内の人通りの少ない場所等の危険箇所、あるいは青少年のたまり場などを把握する。</p> <p>教職員が関係団体と定期的に現地を巡回し、学区内の危険箇所等について常に最新情報を得るよう努める。</p>
	職員が地域を知る取組み	<p>徒歩や公共交通機関などを利用し、児童・生徒の通学の様子や地域の様子をより一層詳細に把握する。</p> <p>児童・生徒に同行して学校まで通学する取組みを実施する。</p> <p>家庭訪問などを定期的実施する。</p>

2 情報 の 発信	安全確保のための指導内容等	<p>犯罪や事故の被害から児童・生徒が自分の身を守るための指導内容や項目、指導方法についての学校の取組みを、学級懇談会、学級だより・学年だより・学校だより等をとおして、保護者に発信・周知する。</p> <p>地域に学校の取組み・様子を理解していただくため、自治会、町内会等をとおして「学校だより」等を回覧・配付するシステムを整備する。</p> <p>児童・生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、屋外での行動にあたって注意すべき事項を各家庭で具体的に話し合うよう、学級懇談会、学級だより・学年だより・学校だより等をとおして働きかける。</p>
--------------------	---------------	--

3 安全 の 確保	声かけ運動	<p>児童・生徒の登下校時に教職員が学校外に出て声かけを行う。</p> <p>P T A や地域諸団体の協力を得て「あいさつロード」などを設置し、地域の大人が登下校時の児童・生徒に「おはよう」「こんにちは」と声をかける地域ぐるみの運動を展開する。</p>
	地域巡回	<p>青少年育成団体等による地域巡回が行われる場合は、学校として積極的に参加する。また、巡回活動が行われる日時や場所を保護者に周知し、参加を呼びかける。</p> <p>保護者や地域の方々が買い物や犬の散歩といった日常の活動を行う際、登下校の時間に合わせ、補助手段として腕章や自転車等のステッカーを用い、児童・生徒の安全にも気をくばりながら行うよう協力を求める。</p> <p>防犯活動に協力するスクールガードの導入について検討する。</p>
	「子ども110番の家」等	<p>児童・生徒の緊急避難先としての「子ども110番の家」等の地図を配付したり、「子ども110番の家」巡りを取り入れるなど、児童・生徒に「子ども110番の家」が身近な存在になるように周知方法を工夫する。</p> <p>地域の防犯委員などと連携し、「子ども110番の家」への定期的な訪問や連絡会の開催など、情報交換をとおした連携の強化を図る。</p>

(2) 家庭・地域との連携、情報の共有（一部再掲）

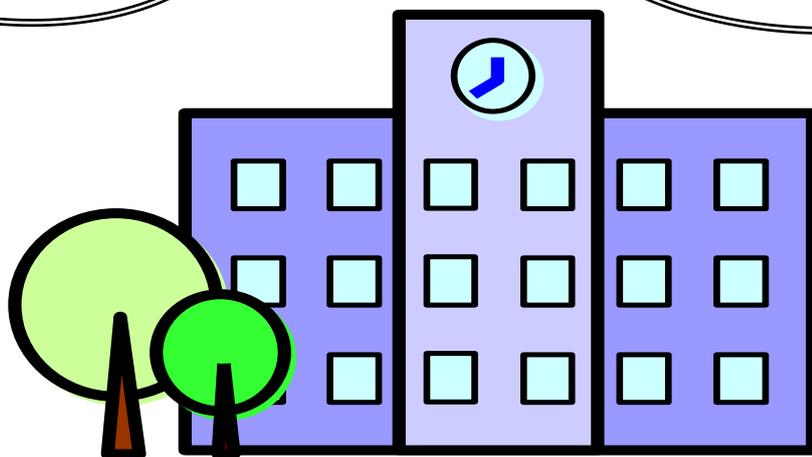
<p>危険箇所情報、 防犯の取組み、 その他の情報 の共有</p>	<p>P T A 役員や自治会役員等との連携を日常的に推進し、緊急時等の連絡体制を確立するとともに、連絡方法について保護者や地域の方々に周知する。</p> <p>P T A、自治会、警察等との連携により、危険箇所等を記載した安全マップを作成する。</p> <p>犯罪被害防止にかかる指導の内容や学校の取組みについて、学級懇談会、学級だより等をとおして、保護者に周知する。また、自治会等をとおして「学校だより」等を回覧・配付する。</p> <p>校外での学習を実施する場合、保護者や地域の方々に周知する。</p>
<p>安全確保活動 への協力</p>	<p>P T A や地域諸団体の協力を得て「あいさつロード」などを設置し、地域の大人が登下校時の児童・生徒に「おはよう」「こんにちは」と声をかける地域ぐるみの運動を展開する。</p> <p>青少年育成団体等による地域巡回が行われる場合、学校として積極的に参加するとともに保護者にも周知し、参加を呼びかける。</p> <p>保護者や地域の方々が買い物や犬の散歩といった日常の活動を行う際、登下校の時間に合わせ、児童・生徒の安全に配慮していただくよう協力を求める。</p> <p>「子ども110番の家」等の地図作成や「子ども110番の家」巡りなど、児童・生徒「子ども110番の家」が身近な存在になるように周知を図る。</p> <p>地域の防犯委員などと連携しつつ、「子ども110番の家」への定期的な訪問や連絡会の開催など、情報交換を通じた連携の強化を図る。</p> <p>保護者や地域の方々が学校の安全監視、防犯活動に協力するスクールガードの導入について検討する。</p>
<p>その他の交流</p>	<p>保護者や地域の方々が「学校支援ボランティア」として、授業時間をはじめ、校外学習の引率や休み時間・放課後の遊び、その他様々な教育活動を支援する取組みを展開する。</p> <p>保護者や地域の方へ積極的に「公開授業」を行い、児童・生徒の様子を参観できる日を設定する。</p> <p>「美化活動」などをはじめとし、地域が実施する活動に児童・生徒が積極的に参加するよう働きかける。</p> <p>学校として地域の活動を把握し、教職員もボランティアとして参加するなど、地域の方々との交流を深めるような取組みを推進する。</p> <p>来校者に名札等の着用、訪問者名簿への記載、門扉の開閉などについて協力を求める。</p>

安全に配慮した教育活動を推進するために

来校者の確認

学校施設の
安全確認

来校者への声かけや、
教職員や地域の協力等によ
る校内外の巡回体制の整備



登下校時の
安全確保

保護者、地域、
関係団体との連携

近隣校や関係機関
との連携による
情報交換

児童・生徒が自ら
危険を回避する力
の育成

日常的な点検項目の参考例示

時間	児童・生徒の活動	教職員の活動	点検項目例	チェック
常 時		教職員の体制	日常の活動項目にかかる役割分担	
		施設・設備・機材等の点検整備	防犯用設備等の点検整備、導入の検討	
		関係機関・団体等との連携体制	連携先との連絡調整、関係機関への働きかけ ボランティアの活動促進	
		不審者情報等の把握	学校・警察連絡協議会の緊急情報、スクールポリスネット等による情報把握	
		来校者対応 出入口での確認	不審者侵入への警戒 来校者の確認、名札等の貸与	
		校内や近隣の巡回	学校内及び周辺の状況確認（不審者、不審物等の発見）、防犯用品の携帯	
		個人情報管理	個人情報の管理状況にかかる点検	
始 業 前		始業前巡回	校舎周辺の状況確認	
	登校	登校指導	不審者の侵入防止と異状の早期発見 校門の立ち番	
	朝練習	部活動等の指導	不審者の発見	

配 慮 事 項 例
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の日常の防犯活動にかかる役割分担を明確にし、実効性のある体制を整える。 ・塀や門扉、外灯、施設の窓、出入口、施錠設備その他の施設設備等の点検を行う。 ・死角の原因となる障害物の排除に努める。 ・警報装置、校内通報装置、警察への非常通報装置等や防犯スプレー、さすまた等の設備、機器の点検整備、大規模改修時の教室等配置の検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、保護者や地域団体等との会議や連絡網整備等の連携の推進を図る。 ・地域との連携の中で学校周辺における巡回の強化や安全マップ作成への協力等を促す。 ・公園、街路などの樹木が視界を遮る場合は、剪定を依頼する。 ・校内外の防犯活動に協力するボランティア（スクールガード）等について検討・導入を図る。 ・スクールポリスネットの他、近隣の学校等からの情報把握にも留意する。
<ul style="list-style-type: none"> ・出入口（校門）は、原則として施錠するものとする。 ・出入口が複数ある場合は、来校者を確認しやすい1箇所のみを使用し、その他の箇所については、必要時以外は閉鎖する。出入りに使用する箇所には、正当な用件のない者の侵入を禁ずるとともに来校者は必ず受付を通ることを明示し、閉鎖してある箇所には、出入りに使用されている箇所の案内表示をする。 ・受付には来校者名簿を置き、氏名や用件の確認ができた者には名札を渡す。 ・来校者の所持品についても目配りし、危険が予測される場合は、貴重品以外の手荷物は受付で預かる。 ・教職員が来校者と応接できるスペースを受け付け近くに設け、来校理由がはっきりしない来校者に対しては、応接スペースにおいて複数の教職員で対応する。 ・来校者へのあいさつ、声掛けを励行し、受付を行っていない者に対しては受付を促す。 ・受付を行うことを拒否する者に対しては、複数の教職員で退去を求める。
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回は、複数の教職員で行うことが望ましい。一人で行う場合でも例えば、防犯ブザー、ホイッスル、トランシーバーや携帯電話等、人に知らせることのできるものを携帯し、外来者等の誘導にあたっては、前を歩かず相手から目を離さないようにする。 ・不審者の他、不審物や飲料水、室内空気などの環境の安全についても留意する。 ・児童・生徒の個人情報が記載されている文書や、電子データの管理について点検する。 ・施設設備の点検と併せ、地域の方との挨拶を通し、情報収集に心がける。
<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」等近隣の方に登下校時の児童・生徒に対する目配りを依頼する。 ・必要な場合には、立ち番を配置できるよう、PTAに協力を依頼し、体制を整えておく。 ・校門等において児童・生徒への声かけを行うとともに、不審者の侵入を防止する。 ・実施にあたっては、顧問等の教職員が立ち会い、状況によっては保護者に協力を求め、児童・生徒のみでの活動とならないようにする。開始時刻について、児童・生徒の通学時間を考慮するとともに、できるだけ声をかけあって複数で登校するように指導する。

時間	児童・生徒の活動	教職員の活動	点検項目例	チェック
授業 ・ 休み 時間	自習等	職員打合せ	不審者の発見	
	授業	授業中の巡回 児童・生徒指導	授業が行われていない場所の安全確認 校舎周辺を含めた安全確認	
	体育（プール）	水泳指導	異物や毒物等の混入に対する警戒	
	休み時間、移動	巡回 児童・生徒指導	児童・生徒の活動場所の安全確保	
	昼食、昼休み	昼食指導 巡回	異物混入等に対する警戒	
	校外学習	指導及び引率	安全に配慮した計画の立案 出先の地域との連携 児童・生徒の掌握 防犯用品の携帯	
	清掃活動	清掃指導	校舎周辺を含めた安全確認	
放 課 後	児童会活動 生徒会活動 部活動等	指導や校内巡回	不審者の発見 活動時間への配慮等	
	下校	下校指導	下校の確認 通学路の安全確保 定期的巡回	
	会議等	諸会議等	施錠	
		校舎内点検	安全確認	
地域への学校開放 （平日）	利用者の確認、 施設管理員への引継	利用者名簿等による確認 確実な管理の引継		

配 慮 事 項 例
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全を確認するために教職員で校内巡回を行う。 ・児童・生徒には予め教員がどのような体制になっているか伝えておく。
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや非常口等、目の届きにくい箇所を中心に安全確認し、空き教室等の戸締まりに留意する。
<ul style="list-style-type: none"> ・プール周辺の安全確認を行うとともに、危険な情報を収受した場合は、検査試薬などによる水質検査を行い、異物や毒物の混入に注意する。
<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間における巡回者を明確にし、また、児童・生徒が連絡しやすいよう教職員が配慮する。
<ul style="list-style-type: none"> ・給食配膳室から教室まで給食を運搬する場合は、児童・生徒や教職員などが複数である。 ・昼食の指導者や昼休み巡回者を明確にし、児童・生徒の安全が確保できるようにする。 ・昼食や昼休み等の巡回には保護者にも参観を兼ねて協力を依頼し、安全確保と併せて児童・生徒の学校での様子を知らせる機会とする。 ・一人で移動が困難な児童・生徒に対しては、常に教員の目が届くようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・安全に配慮した無理のない実施計画を策定する。 ・校外学習における関係者に事前に説明し、安全に対する配慮を依頼する。 ・校外学習が、広い範囲で行われる場合は、予め応援の教員の配置や地域の方の協力を要請する。教職員は、例えば、防犯ブザーやホイッスル、トランシーバーや携帯電話等、人に知らせることのできるものを携帯する。
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃範囲を明確にし、児童・生徒が複数で行動できるようにする。 ・児童・生徒への清掃指導と併せて不審者等の侵入がないか安全確認をする。
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の指導責任者を明確にするとともに、不審者の発見や緊急時の対応について、教職員相互の支援体制を整備し、組織的に取り組むことができるようにする。 ・日没時刻等を考慮して早めに終了するよう努める。終了時刻が遅くなった場合は、その旨を保護者に連絡する等、必要な対応をとる。
<ul style="list-style-type: none"> ・担当の児童・生徒が下校したことを確認する。 ・「子ども110番の家」等について児童・生徒に十分説明し、実際に活用できるよう指導の徹底を図る。 ・放課後の活動への参加状況によって下校時刻が異なるため、できるだけ声をかけ合って複数で下校するように指導する。 ・不審者等の情報があった場合は、正確な情報把握に努めるとともに、児童・生徒の安全確保を図る。 ・必要に応じて防犯ブザー等の貸与等による安全性の強化を図る。 ・保護者に代わりボランティア等が児童・生徒の送迎を行う場合は、事前に確認の上、名札等を着用してもらう。
<ul style="list-style-type: none"> ・会議等により教職員のいる場所が集中している場合は、使用しない部屋は施錠する。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の下校により無人となった教室や部室等については安全確認後、戸締まりをする。
<ul style="list-style-type: none"> ・鍵の引き渡しについては、担当者同士が直接行う。

学校行事等における参考例示

場所	児童・生徒の活動	教職員の活動	点検項目例	チェック
校内			不審者や不審物の発見 情報収集と伝達 関係者への協力要請	
校外	学校行事等への参加	学校行事等の指導	危険箇所等の確認 児童・生徒の活動状況や所在の確認 情報収集と伝達	

休業日における参考例示

場所	児童生徒の活動	教職員の活動	点検項目例	チェック
校内	登校	登校指導	登校方法、登校時刻	
	部活動 児童会活動 生徒会活動 等	課外活動の指導	不審者の侵入防止と異状の早期発見	
	下校	下校指導	活動計画の提示と連絡	
	地域への学校開放（休業日）	利用者の確認 施設管理員の委嘱	申し込み時及び利用時の確認 委嘱にかかる業務の確認	
校外	集合・解散	集散に関する指導	交通手段の確認や時間変更の場合等 緊急連絡網等の確認	
	部活動等	活動中の対応	不審者の侵入防止と異状の早期発見	

休業日においては、特に管理職を中心とした緊急連絡体制を整えるとともに、緊急事態を想定した対処方法を含め、活動に入る前に関係者で確認する。

配 慮 事 項 例
<ul style="list-style-type: none"> ・運動会、文化祭など多くの外来者が学校に出入りする行事や活動にあつては、全教職員が不審な行動をする者がいないか、不審物がないか等について注意する。 ・また、本部や受付場所などを分かりやすく案内し、一般からの情報も得やすいように配慮する。併せて校内放送やチラシなどにより協力を呼びかけるアナウンスをする。 ・緊急時の対応に備え、行事の開催について近隣の自治会・町内会、青少年育成諸団体、警察等に案内をする。
<ul style="list-style-type: none"> ・遠足や修学旅行など学校を離れて活動する場合は、事前に下見などを行い、訪問先の警察、消防、医療機関等の連絡方法などを確認し、必要により協力を依頼するなど、安全に配慮した無理のない実施計画を策定し、事前に緊急時の対応を確認する。 ・教職員は、例えば、防犯ブザー、ホイッスル、トランシーバーや携帯電話等、緊急事態に人に知らせる機器類を携帯する。 ・児童・生徒が、集団を離れることがないように指導するとともに、万一不審者等に遭遇した場合の緊急の対応方法について配布物など分かりやすい方法で伝える。

配 慮 事 項 例
<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の通学に要する時間を考慮して登校時刻を定める。 ・また、下校は複数で行動するよう指導する。 ・出入口（校門）は、原則として施錠するものとする。 ・出入口が複数ある場合は、来校者を確認しやすい1箇所のみを使用し、その他の箇所については、必要時以外は閉鎖する。
<ul style="list-style-type: none"> ・活動中は、不審者の侵入に注意を払い、異状の早期発見に努め、児童・生徒に対しても、異状に気づいた時には速やかに報告するよう指導する。
<ul style="list-style-type: none"> ・下校予定時刻について予め保護者に連絡し、変更があった場合は連絡する。 ・複数で下校するよう指導するとともに、児童・生徒が学校から下校したことを確認する。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書の記載及び利用者名簿等により利用者を確認する。 ・施設管理員の業務内容について、事故防止を図り防犯についても配慮する。
<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所や集合解散時刻等については予め保護者に連絡をし、変更があった場合は連絡する。 ・集合・解散に際しては、必要に応じて保護者に送迎を依頼したり、児童・生徒同士で声をかけ合って、できるだけ複数で行動するよう指導する。
<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者及び合同練習等の相手校顧問等との連携を緊密にする。 ・活動中は、不審者の侵入に注意を払い、異常の早期発見に努め、児童・生徒に対しても、異常に気づいたときには速やかに報告するよう指導する。

3 児童・生徒への指導

学校の不審者侵入対策や登下校中の安全対策の確立を図るとともに、児童・生徒自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の一層の充実を図る必要があります。

防犯教育は、単に知識を習得させるだけでなく、防犯訓練の実施などをおして、児童・生徒に自分の身を守る実践的な技能を身に付けさせることが重要です。また、教職員も学校安全に関する知識を深め適切に対応できるよう努める必要があります。

以下に、防犯教育指導内容や防犯訓練の参考事例を示しますが、詳細については、「防犯教育充実のために（教師用）」平成17年3月県教育委員会作成を参照してください。

(1) 防犯教育指導内容の参考例

< 発達段階に応じた指導の重点 >

小 学 校 〔盲・ろう・養護学校〕 小学部	低学年	安全に行動することの大切さについて理解させるとともに、交通ルールをはじめとする生活上のきまりや約束を守るようにさせる。 また、いろいろな危険への気づきなどについて指導する。
	中学年	様々な危険の原因や事故防止について理解させるとともに、自ら安全な行動をとることができるよう指導する。
	高学年	様々な場面で発生する危険を予測するとともに、身近な人への安全の配慮や簡単な応急手当ができるようにさせる。
中 学 校 〔盲・ろう・養護学校〕 中学部	小学校での理解をさらに深め、日常生活においても犯罪の危険から、どのようにすれば安全な行動をとることができるのかを考えさせ、擬似的な体験から具体的な行動様式が身につくよう実践的な力を養う。 緊急時に的確な判断のもと、速やかな避難行動がとれるようにさせるとともに、他者への安全に配慮した行動と社会の一員としての自覚を持たせるなど、自他の安全に対する責任意識の育成に努める。	

<p>高等学校 盲・ろう・養護学校 高等部</p>	<p>自らの安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。例えば、日常生活における危険と防犯に関することを題材として取り上げる。</p> <p>さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるよう社会貢献意識の育成を図る。</p>
-----------------------------------	--

< 教育課程における安全教育の指導内容 >

学校における安全の推進は、子どもや教職員の安全確保を最優先にすることが大切ですが、学校安全計画を策定する場合、安全管理や安全に関する組織活動とともに重要な役割を担うものとして、安全学習・安全指導があります。

防犯教育は、この安全学習や安全指導の内容と各教科領域等の目標や内容を考慮して実施します。

このためには、発達段階に応じた各教科・道徳・特別活動や総合的な学習の時間において、防犯教育を年間指導計画に位置づけ、計画的・継続的に実施していくことが必要となります。

体育・保健体育科「保健」(領域・分野・科目)

「保健」では、安全に関する基礎的・基本的内容で構成されています。学習指導要領では、生活安全に関する内容が含まれており、各学校の工夫により防犯の内容を扱うことが可能です。

具体的には、犯罪発生に関する人的要因や環境要因、防犯のための人的要因や環境要因への対策（例えば危険予測や安全マップづくりの作成）、犯罪被害発生時の応急手当などが挙げられます。

その他の関連教科、道徳、総合的な学習の時間

その他の教科では、社会科などで、地域と連携した防犯を扱ったり、道徳では生命の大切さについて取り扱ったりしながら、安全について学習を深めていくことができます。

また、総合的な学習の時間では、各学校の判断により、地域での危険箇所等の調査や安全マップづくりなど防犯を含む安全に関するテーマを取り上げることができます。

特別活動

学級活動やホームルームでは、「健康や安全に関すること」が取り上げられ、学校行事では、健康安全・体育的行事として避難訓練等が行われます。また、学校行事等に関わる活動の事前・事後指導等が行われています。

い か の お す し

ついて **い**か ない

くるまに **の** らない

お おごえを出す **す** ぐ逃げる **し** らせる

じぶん み まも きけん こと であ
自分の身を守るために 危険な事に出会ったら

すぐにげる



(2) 避難訓練（児童・生徒対象）実施のための参考例

児童・生徒を対象とした防犯訓練は、緊急事態が発生した場合、児童・生徒が混乱することなく安全を確保できるよう、安全知識を深めるとともに、秩序ある行動をすることによりの確な判断力と行動力を養います。

そのため、訓練内容と教職員の役割分担などを定め、児童・生徒の発達段階に配慮した効果的な訓練となるよう計画することが必要です。

ア 不審者侵入の具体的な態様の想定

イ 訓練実施のためのスタッフ選定

参考例

不審者侵入対応のための避難訓練（児童・生徒対象）

- 1 日時 年月日時から時
- 2 対象 全校生徒・年生
- 3 場所 教室棟 階、校庭、体育館
- 4 指導教員 名（別途分担、不審者役1名）他に 警察署員が指導応援
- 5 内容

(1) 事前説明 訓練の趣旨、想定内容や必要な行動の事前周知

(2) 実 技

想定 目的不明、単独の不審者（凶器は所持していない。）を想定。

ア 時 分頃、 より不審者が侵入し、校内巡回中のA教諭及びB教諭が、 階の 年 組の教室前で発見。

イ 不審者は、声かけ、退去要請に応じず、さらに上層階に向かおうとしたため、緊急事態と判断。

対応

ア A教諭が不審者の行動を制限しながら、退去を求める。

イ B教諭は、緊急事態を通報して応援を求めるとともに、近くの教室で授業中であった教員と連携して校庭への児童の避難を開始する。

（不審者との位置関係から避難が危険な場合は、教室の戸締まりや机等によるバリケードの設営を行う。）

ウ 避難先（校庭）において点呼及び児童・生徒の安全確認を行う。

エ 応援職員が不審者を隔離。警察官到着により不審者を排除。

まとめ

児童・生徒の安全確認、点検を行った後、教室にもどって実施を振り返り、防犯に関する認識を深める。

(3) 防犯教室実施要領

(小・中・高等) 学校区防犯教室実施要領 (例)

1 目的

近年、学校への不審者侵入や登下校中における事件が多発しているところから、学校の安全を確保するための体制整備、家庭・地域・関係機関等との連携強化、防犯や応急手当等についての訓練などを実施するため、防犯教室を開催し、学校の安全管理の充実を図る。

2 日時

平成 年 月 日 () 15:00 ~ 17:00

3 会場

県(市)立 (小・中・高等) 学校 多目的教室

4 対象者

教職員、保護者、地域町内会(自治会等)、青少年育成関係者等

5 内容

- (1) 最近の学校侵入事件の状況について 警察署員
- (2) 「防犯教室講習会」への研究参加報告 学校職員
- (3) 「子どもの安全を守るためには」をテーマに班別の協議・発表
進行は、学校安全の担当職員

6 その他

- ・ 防犯教室の終了時に、アンケートを実施し、学校の安全管理への参考とする。
- ・ アンケートを実施した場合は、その集計結果について参加者へ情報提供する場や機会を設ける。

この実施要領については、各学校で防犯教室等の講習会を実施する場合の参考として示してありますので、内容については対象者や実施時間等の関係で、工夫してください。

第2章 児童・生徒の問題行動の防止

児童・生徒の健全育成には、それぞれの発達過程で、親や教師、友だちなどからの適切な指導や支援の積み重ねが必要です。そのためには、学校・家庭・地域が互いに信頼関係を保ちつつ、共通理解をもって連携していかなければなりません。

また、生命や人権を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を図ることが求められています。

しかし、最近では、「こころの問題」に起因した児童・生徒の様々な問題が増加しており、その未然防止のためには、児童・生徒の「こころの健康」に気づかうことが大切です。

大変残念なことですが、児童・生徒が学校内で加害者となる事件も発生しています。こうしたことは決してあってはならないことであり、児童・生徒の安全確保と児童・生徒自らが加害者となるような問題行動を防止するために、全教職員が児童・生徒一人ひとりに注意深く接していく必要があります。

なお、長崎県佐世保市では、平成16年6月に児童が同級生を校内で殺害するという大変痛ましい事件が発生しました。この事件を踏まえ、長崎県教育委員会では、そうした場合の対応例をまとめていますので、参考として36ページに掲載します。

1 自他のいのちの尊重、健康の大切さ、こころの教育

いのちの尊重やこころの教育は、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて行われなければなりません。

児童・生徒には、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持たせ、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養い、問題行動の防止に結びつけましょう。

小学校、中学校においては、文部科学省から配布された「心のノート」を含めたさまざまな資料を積極的に活用しましょう。

また、情報化社会の発展により問題になっている、携帯電話やインターネット利用上のマナーについての指導にも取り組んで、しっかりとした規範意識を身に付けさせることが必要です。

2 学校の指導体制整備

(1) 児童・生徒の変化に対応できる指導体制の整備、教職員間の情報共有

複数の視点から、児童・生徒を日常生活の中でよく観察し、小さな兆候（サイン）を見逃さないようにしましょう。

また、支援を必要としている子どもに対して、担任だけでなく、副担任、教科担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学年団、児童・生徒指導部等との情報交換を緊密にし、チームとしてサポートしていくことが大切です。

その子の問題解決のための目標を設定し、次の段階に進むためにも、きちんとした子どもの状態を把握し、記録を取り、情報を共有しておきましょう。家庭との連絡や相談、友人からの情報も重要です。

さらに、チームサポートは個々の子どもへの対応なので、一方で集団への予防的な教育活動を工夫して行うことも必要です。

(2) 関係機関との連携

校内の教育相談体制（学習、進路、健康、生活等）を充実させ、子どもたちを支援していくことが大切ですが、ケースによっては外部の関係機関との連携が必要となることもあります。

また、深刻ないじめ、虐待、自殺など生命の危険が予測される場合もあります。これらの問題には、早期発見、早期対応、関係機関との迅速な連携、協力が求められます。

関係機関の例

教育機関	教育相談所、教育センター、教育研究所、適応指導教室等
保健・医療機関	保健所（保健福祉事務所）、保健センター、病院、診療所等
福祉機関	児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設等
警察、司法・矯正機関	警察本部（少年相談・保護センター、ハイテク犯罪対策センター）、各警察署、家庭裁判所、保護観察所等

【参考】県立施設の教育相談窓口

総合教育センター「教育相談センター」	0466-81-8521
教育庁教育相談室	045-210-8235
かながわ県民センター県民の声・相談室	045-312-1121
川崎県民センター県民の声・相談室	044-549-7000
横須賀三浦地区行政センター県民の声・相談室	046-823-0210
県央地区行政センター県民の声・相談室	046-224-1111
湘南地区行政センター県民の声・相談室	0463-22-2711
足柄上地区行政センター県民の声・相談室	0465-83-5111
西湘地区行政センター県民の声・相談室	0465-32-8000
津久井地区行政センター県民の声・相談室	042-784-1111

【児童・生徒の問題行動防止のポイント】

- きく耳、みぬく目、ふれる愛！ -

- 1 いのちの尊重、こころの教育の充実、規範意識の育成
- 2 子どもとの望ましい人間関係の構築
- 3 実態の把握（早期発見、早期対応）
- 4 指導体制の確立
- 5 教職員の研修の充実、指導力の向上
- 6 教育相談活動の充実
- 7 学校・家庭・地域社会との連携、協力

【日常のチェックポイント】

例をあげてみました。色々な角度から観察しましょう。

[学校では]

- 1 欠席、遅刻、早退が増える。
- 2 頭痛、腹痛を訴え、保健室に頻繁に行くようになる。
- 3 成績が急に低下してくる。
- 4 目つきが悪くなり、表情が険しくなる。
- 5 「独り言」を頻繁に言うようになる。
- 6 いらいらしている。すぐにカッとなる。粗暴なふるまいをするようになる。
- 7 大きな声や金切り声を出す。
- 8 学校の「きまり」を守らなくなる。
- 9 目に輝きがない。元気がない。顔色が悪い。ぼんやりしている。
- 10 やる気がない。集中力がいい。忘れ物が増える。
- 11 授業中、居眠りをするようになる。
- 12 給食を残したり、食欲がなくなったりする。
- 13 一人で掃除や後片付けをしていることがある。
- 14 一人遅れて教室に入ってくる。
- 15 一人で行動するようになり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けるようになる。
- 16 グループから急に離れたたり、交友関係が変化したりする。
- 17 グループ替えなどで、最後まで所属するところが決まらない。
- 18 用事がないのに職員室の近くをうろうろする。
- 19 文字が乱雑になったり、暗い絵や残虐な絵を描いたりする。

[家庭では]

- 1 服装や頭髪が派手になり、化粧をするようになる。
- 2 急に金遣いが荒くなる。高価なものを持っている。
- 3 帰宅時間が遅くなり、深夜外出や無断外泊をするようになる。
- 4 小遣いを要求する回数が増えたり、家の金銭を持ち出したりする。
- 5 家族のささいな言葉に、口答えや反抗的な態度をとるようになる。
- 6 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- 7 持ち物をなくしたり、壊されたりしている。
- 8 不審な電話や無言電話、嫌がらせの手紙やメモがある。
- 9 学校からすぐに帰ってきたり、外出しなくなったりする。
- 10 登校時間になると、頭痛、腹痛などを訴え登校を渋るようになる。

【緊急対応編】

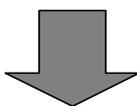
1 緊急時の対応

(1) 学校への不審者侵入

第1段階

退去を求める

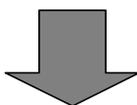
正当な理由のない者が学校内に立ち入った場合、他の教職員に連絡し協力を求める。
身を守るため、相手と一定の距離を保ちながら対応し、退去するよう丁寧に説得する。
退去の説得に応じない、暴力的な言動をするなどの行動が見られた場合には、不審者として速やかに警察へ連絡する。



第2段階

児童・生徒の安全確保

児童・生徒の避難誘導、安全確保を最優先に行動する。
不審者が暴力行為を働き、抑止できない場合には、周囲に危険を知らせるとともに、机や椅子などの身近にあるものを活用し、不審者の行動を制限する。
事件に気付いた教職員は、直ちに全校に知らせるとともに管理職に報告し、警察・消防等に通報する。



第3段階

誘導・救護・引渡し

教室等への侵入の危険性が低い場合は、危険のない方向へ児童・生徒を誘導した後、安全の確認と状況の掌握をする。
避難場所は周囲の状況を的確に判断し、決定する。
避難場所から移動せず、児童・生徒を見守り、保護する教職員を決める。
負傷者がいる場合、応急手当に着手するとともに救急車の出動を要請する。
救護班は、誰がどのような状態で応急処置を受け、どこの医療機関へ移送したかを記録し、保護者に連絡する。
安全確認後、下校の判断を行い、安全に児童・生徒を保護者に引き渡す。

校外学習等の場合は、これを参考に状況に合わせて対応する。

退去を求めるまでの留意点

日ごろから出入口を限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。

来校者は必ず受付を通るよう看板等の表示をして管理する。

来校者へのあいさつ、声かけを励行し、受付を行っていないと思われる来校者には、用件をたずねる。用件が明らかで正当な場合は、受付を済ませるよう案内する。

不自然な場所に立ち入っていたり、用件が明確でなく、不審な所持品・挙動などが見られたりする場合は複数の職員で対応するなど慎重に対処する。

一旦退去しても再び学校内に侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間様子を観察する。

警察や教育委員会に報告し、地域や近隣の学校等と情報を共有する。

児童・生徒の安全確保についての留意点

児童・生徒が近くにいる場合は、助けを求めるために児童・生徒だけを残してその場を離れることはせず、大声、防犯ブザー、ホイッスル、通報装置、火災報知器等を活用し、周囲に知らせる。

不審者から児童・生徒を遠ざけ、安全な場所に避難させる。

できるだけ複数で対応し、周囲にある机や椅子、消火器等あらゆる物を活用して防御する。不審者が凶器を持っている場合は無理に取り押さえようとせず、不審者の行動・移動を阻止しながら警察の到着を待つ。

誘導・救護・引渡しについての留意点

避難場所については、予め複数箇所を選定しておき、緊急時の状況に応じた安全な箇所に決定する。

避難場所における児童・生徒の安全確保に必要な人員を配置する。

けがをした児童・生徒の有無を確認する。負傷者がいる場合は、速やかに救急車の出動を要請するとともに応急処置を行い、管理職に報告する。

なお、病院へ移送する際は、教職員が付き添い、保護者が来院するまで待つ。

校舎内や学校周辺を巡視し、けがをした者が残されていないか確認する。

児童・生徒と学校周辺の状況を把握したうえで下校を決定する。必要に応じて緊急連絡網により保護者に連絡し、来校を要請する。

生徒が遠方から通学している高等学校や養護学校などにおいては、保護者に連絡し、通学路の安全を確認したうえで集団下校させる。

引渡しに際しては、教室を地区ごとに分けるなどして保護者がわかりやすいようにする。教職員が寄り添い・声かけなどを行う。

「引渡しカード」等を作成し、帰宅した児童・生徒をチェックする。

(2) 登下校時の被害発生

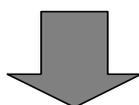
第1段階

登下校時に被害が発生した場合の初動対応

情報収集

事故や加害行為を受けてけがをしたのか、つきまとい等にあっているのか、誘拐なのか等の情報を迅速かつ正確に収集する。

- ・ 保護者や地域の方々が不審者を発見したり、犯罪や事故が発生したりした時には、直ちに警察に通報してもらうとともに、学校に情報提供をしてもらう。保護者や地域の方から一報を受けた場合、直ちに、警察等関係機関からの正確な情報の収集を行う。
- ・ 保護者及び警察、消防、教育委員会、地域団体等へ連絡し協力を依頼する。
- ・ 教職員を派遣して状況の把握に努める。(調査確認)



第2段階

搜索・保護及び被害拡大の防止

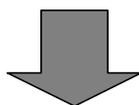
児童・生徒の安全確保

児童・生徒の安全確保を最優先に、対象者の発見と保護に努める。

〔 保護者及び警察、消防、教育委員会、近隣校、地域団体等への連絡、協力依頼
教職員の派遣(搜索、保護) 〕

被害の拡大を防止するため、全校生徒に対する登下校方法についての緊急指導や保護者等への連絡を行う。

- ・ 情報を発信する担当職員を決めておき、窓口を一本化する。
- ・ 緊急時には、緊急連絡網や地域の防災無線等を用いて、保護者や地域の方々に正確な情報を迅速かつ的確に発信する。必要に応じて、保護者会を開催し、状況や学校としての取組を説明するとともに、協力依頼をする。
- ・ 緊急連絡網により保護者に連絡し、学校に迎えに来てもらう。児童・生徒が安全に登下校できるよう、集団による登下校体制を組むとともに、保護者に同伴を依頼する
- ・ P T A や関係機関等の協力を得て、学校周辺および校内の巡回を強化する
- ・ P T A、自治会、青少年育成諸団体、警察等の協力を得て、学区内の巡回を行うとともに、学区内の状況を学校へ情報提供してもらう。



第3段階

発見に時間がかかる場合の対応

搜索の継続と安全対策の強化

保護者、警察等との連携を一層強化しながら発見、保護に努める。

防犯、安全情報の一層の収集強化と児童・生徒や保護者への指導、情報発信に努める。

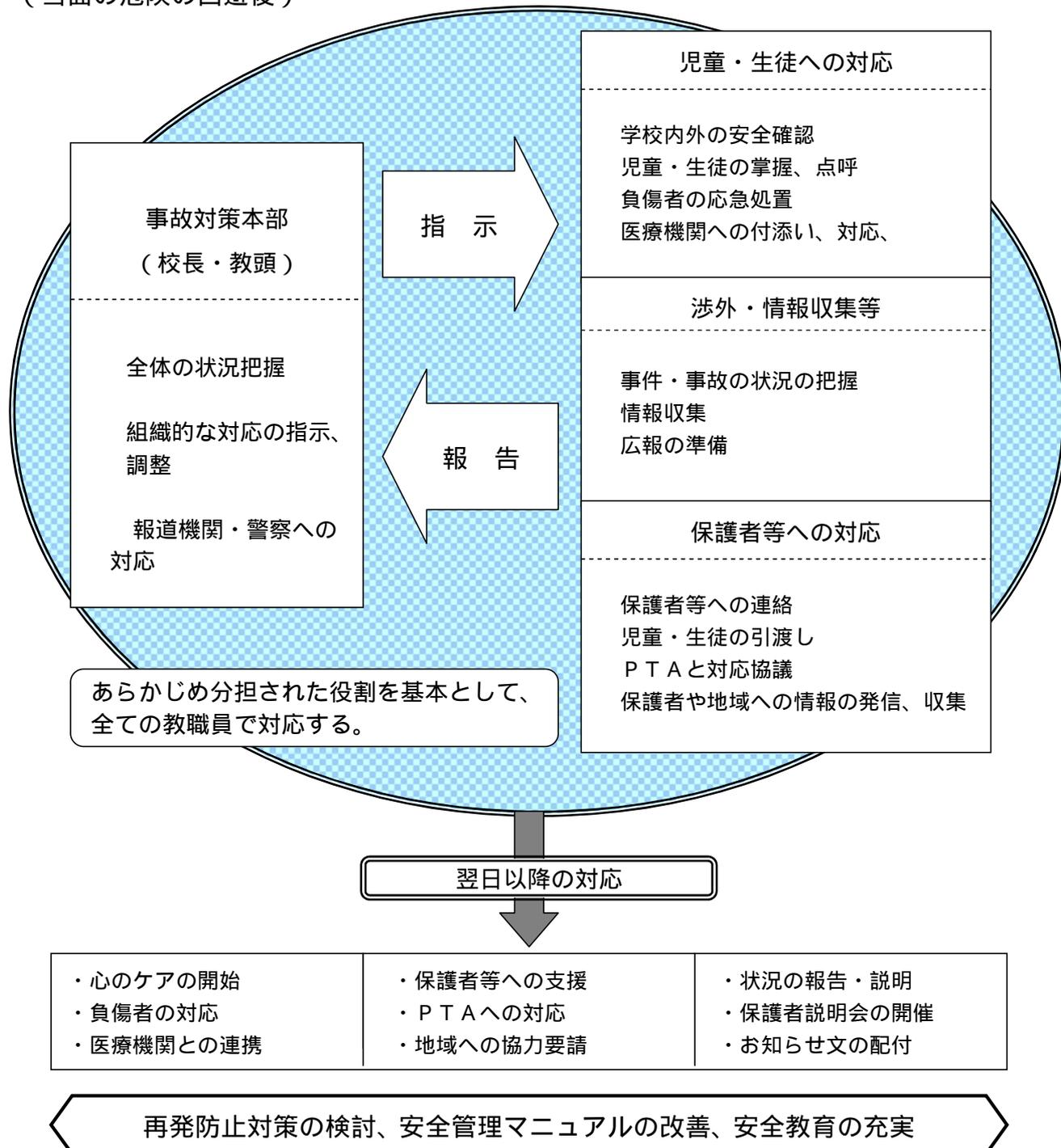
2 緊急事態収束後の対応

(1) 事件・事故対策本部の設置

不審者が取り押さえられるなど当面の危険が回避された後においても、被害の拡大防止や保護者・関係機関との連絡調整、児童・生徒の心のケアなど、事態の収束を図るために適切な対応を行う必要があります。

このような対応を円滑に実施するためには、あらかじめ事故対策本部などの組織を定めておき、教職員がそれぞれの役割を認識しておくことが重要です。

(当面の危険の回避後)



(2) 事件・事故の再発防止策の実施

事件・事故が発生した場合、その大小に関わらず、事件・事故が発生した事実を厳粛に受け止め、これまでの取組みや対策を見直し、再発防止に向けた対策を講じる必要があります。

【再発防止に向けた対策】

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・職員の危機管理意識の徹底、向上 | ・安全点検の実施と問題点の改善 |
| ・安全管理マニュアルの点検、改善 | ・安全教育の内容や指導体制の見直し |
| ・緊急時に備えた役割分担の見直し | ・保護者・地域との連携の推進 |

(3) 保護者・報道機関への対応

ア 保護者への報告

子どもが被害にあった場合、その保護者に速やかに連絡し、病院または学校へ急行することはもちろんですが、事件・事故の重大性などによっては、できるだけ速やかに保護者会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童・生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明することが必要です。

【保護者会の内容の一例】

- | | |
|---|--|
| 1 事件・事故に関する説明
・発生日時、場所、経過
・被害の程度、被害者の人数
・加害者に関する情報 | 3 今後の対応
・児童・生徒の心のケア、家庭訪問
・安全対策、休校措置
・関係機関との連携
・学校への協力の依頼 |
| 2 被害者への対応
・応急手当、医療機関への移送の状況 | 4 質疑応答 |

臨時休業した場合は、学校の再開の見通しと今後の流れについても説明をする。

イ 報道機関への対応

重大な事件・事故が発生した場合、報道機関等からの問い合わせや取材が入ることがありますが、対応の際は次の点に留意する必要があります。

(ア) 正確な情報の収集、把握、整理

事件・事故の発生日時、場所、内容、時系列の経過、今後の対応などを正確に記録し分析しておく。

誤報を避けるため、わからないことは「現時点ではわからない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。

(イ) 窓口の一本化

情報の混乱を避けるため、窓口は管理職等に一本化する。

対応する職員により回答に齟齬が生じないように、回答内容は事前に整理しておく。

(ウ) 個人情報の保護

児童・生徒の個人情報の取扱いについて、十分配慮する。

(4) 児童・生徒の心のケア

ア 学校内の心のケアの体制づくり

(ア) 適宜、職員会議を開催し、状況の把握と児童・生徒の心身への影響や対応策について共通理解を図る。

(イ) 家庭訪問や地域の巡回を通して、児童・生徒やその家族の状況確認を行う。

体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどの確認を行う。

配慮を要する児童・生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。また、関係機関との連絡調整を行う。

(ウ) 健康相談活動を行う。

心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。

相談機関を設定して、個別に相談を行う。

(エ) 心のケアに関する専門的な情報収集と共通理解を図る。

(オ) 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。

イ 時系列による影響の特徴とその対応

【参考「非常災害時における子どもの心のケアのために 改訂版」(平成15年8月文部科学省)】

	症 状	対 応
急性反応期 (事件後2～3日)	<ul style="list-style-type: none"> 不安と恐怖感 抑うつ・不安・絶望・過活動・ひきこもり等 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全の確保 外傷など身体的問題の手当
身体症状期 (事件後1週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> 頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等 	<ul style="list-style-type: none"> 身体状況のチェック 受容的、支持的に対応
精神症状期 (事件後1か月間程度)	<ul style="list-style-type: none"> 「そう状態」になったり「うつ状態」になる。 注意集中が困難、多弁・多動、攻撃的、罪悪感 	<ul style="list-style-type: none"> 訴えをよく聴く。 言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。 必ず元に戻ることを伝え安心させる。
外傷後ストレス障害(PTSD) (事件後1か月以後)	<ul style="list-style-type: none"> 事件を再体験する症状(事件のことを思い出したり事件の夢をみる) 回避しようとする症状(事件を思い出したくない、事件の起きた場所や状況を避ける) 覚醒レベルの亢進した症状(寝付きにくい、集中しにくい、警戒心が強くなる) 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの話を十分に聴く。 子どもが気にしていない症状は、積極的に取り上げない。 遊びと運動を増やし、家族・学校・地域社会の人間関係を良好にする。 重症の場合、精神科医等の専門家との連携も必要
遅発性 PTSD (事件後数ヶ月以後)	<ul style="list-style-type: none"> 事件後、症状が現れなかったり、一時的に不安や恐怖が認められていても症状が消失していた子どもが、数ヶ月以上経過した後に PTSD の症状を現す。 睡眠障害、集中困難、焦燥感 	<ul style="list-style-type: none"> 事件発生時と同じ条件や類似した状況に遭遇すると再び不安定になるので、日ごろから注意深く観察し、安心させる状態を準備しておく。
アニバーサリー反応	<ul style="list-style-type: none"> 事件があった1年後や2年後などの同日が近づくと、子どもが不安定になったり、種々の反応を示す場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> その日が近づくと、反応を生じる可能性があることを保護者にも伝え、対応方法を考えしておく。 追悼式等の行事を行う場合は注意する。

ウ 発達段階による影響の特徴とその対応

【参考「非常災害時における子どもの心のケアのために 改訂版」(平成15年8月文部科学省)】

	小学生	中学生	高校生
退行現象	<ul style="list-style-type: none"> ・親に食べさせてもらおうとしたり、着せてもらおうとしたりする。 ・親の気を引こうとしたり、しがみついたりする。 ・ちょっとしたことでめそめそしたり、怖い夢を見たりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気を引こうとする。 ・手伝い等、それまでできていたことができなくなる。 ・落ち着きがなくなったり、物事に集中できなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な関心や活動への興味が減少する。 ・責任ある行動が欠如する。
生理的反応	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛や頭重を訴える。 ・目がかすむ等の視覚障害、聞こえにくい等の聴覚障害を訴える。 ・吐き気を訴える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛や腹痛を訴える。 ・食欲が低下したり、食べ過ぎたりする。 ・便秘や下痢をしやすい。 ・寝付きが悪くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛や腹痛を訴える。 ・食欲不振や過食になる。 ・排尿、排便障害になる。 ・睡眠障害が起こる。 ・月経痛や月経不順になる。
情緒的反応	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きがなくなる。 ・反抗したり、攻撃的になりやすい。 ・注意の集中が困難になる。 ・学校や家庭での人間関係を避け、ひきこもりがちになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間とのつきあいを嫌がる。 ・いらいらしやすくちょっとしたことで激怒したり粗暴になったりする。 ・それまで好きだった趣味等に興味を失う。 ・感情が抑うつ的になり、悲しくなったり涙もろくなったりする。 ・反社会的行動が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的活動レベルの亢進又は低下。 ・自分で計画を立てたり、実行することが困難になる。 ・不満足感や絶望感が見られる。 ・家族や仲間から孤立したり、飲酒等の行動に陥る。 ・盗みや破壊などの反社会的行動や家族、仲間への過度の攻撃性が見られる。
対応の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話をよく聴く。 ・甘えたり反抗的になっても、あわてず長い目で見守る。 ・できるだけ言葉かけをし、手伝い等を通じてふれあう機会を多く持つ。 ・子どもが嫌がることは強制しないようにする。 ・遊びや身体活動の機会を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち込んでいる子どもには、教師や友達が支援しているという姿勢を伝える。 ・学級等の集団で、それぞれの子どもがどのような心理状態にあるかについて話し合い相互理解を図る。 ・友達と楽しく遊んだり話し合うように言葉かけをする。 ・勉強や手伝いができなくなってもしばらく静観する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静観し、温かく見守る。 ・家族や仲間と事件時の体験を語り合い、励ましあう。 ・飲酒等の行動が認められたり、うつ状態になって自殺をほのめかす場合には、専門機関と連携をとる。

* 身体的訴え(頭痛、吐き気、嘔吐など)が認められた場合、身体の精密検査を行い、症状が発見されればその治療を行う。また、精神面への配慮を行う。

教職員の心のケアについて

学校で事件や事故等が起こった場合、教職員にも心的外傷が生じる可能性があります。こうした症状の予防もしくは軽減のために行う手段の一つとしてグループによる話し合いがあります。体験を共有している教職員同士で、自分たちが経験した恐怖、怒り、悲嘆などの感情や、身体的・精神的な症状を話し合って共有することが、その体験からの回復の一助となります。

また、心身の過度の疲労のために業務の遂行に支障が生じている場合には、日常の業務から外れて十分な休養をとり、医学的・心理学的な援助を受ける必要があります。

このような場合、本人には自覚が全くないことが珍しくありません。これは「否認」という心の働きによるものと思われます。自分の苦痛な状態を否認して業務の継続を望むのは、概して熱心で責任感の強い人であることが多く、そのような人を業務から外すことに対しては強い抵抗を感じることがありますが、それが結果的には教職員のため、ひいては子どものためになることを理解しておく必要があります。

【安全管理マニュアル作成例】

1 平常時の対応

児童・生徒の安全確保のための平常時の対応確認表（例示）

～不審者の侵入等による事故防止のための対応～

校内安全管理体制は確立しているか？

緊急時（事故発生時）の指揮系統の明確化
全教職員の役割分担及び行動内容の明確化
定期的な訓練等による確認

指揮・系統図
役割分担表
訓練計画策定

登下校時における安全確保のチェックはできているか

通学路における児童・生徒の実態把握
P T A や地域との連携による協力体制
学区内の危険個所の把握と教職員への周知徹底
学区内の緊急避難場所の教職員への周知徹底

通学路図
危険個所発見
危険個所マップ
子ども110番の家訪問

始業前や放課後における安全確保のチェックはできているか

学校内外の巡回など、教職員の具体的な役割分担

ローテーション表

来校者確認のシステムはできているか

来校者のための案内板の設置
来校者名簿や来校証、名札等の備え付け
来校者への声かけ

案内板・掲示板
識別物品
声かけの実施

学校の施設面における安全確保のチェックはできているか

施設・設備などの定期的な点検と補修
警備会社との連絡体制の確認（契約している場合）

点検マップ
会議開催

児童・生徒の安全に配慮した学校開放を行っているか

開放部分と非開放部分との区別の利用者への周知徹底
学校開放時の安全確保についての保護者やP T A 等との連携

コーン・貼紙
校内巡回協力

不審者等の情報に係る関係機関等との連携は図られているか

警察等との日常的な連携
近隣の学校との日常的な連携
教育委員会との連携

講演・研修協力
広報誌の配付
報告・助言

児童・生徒の安全管理に係る教職員の情報の共有化と共通理解はできているか

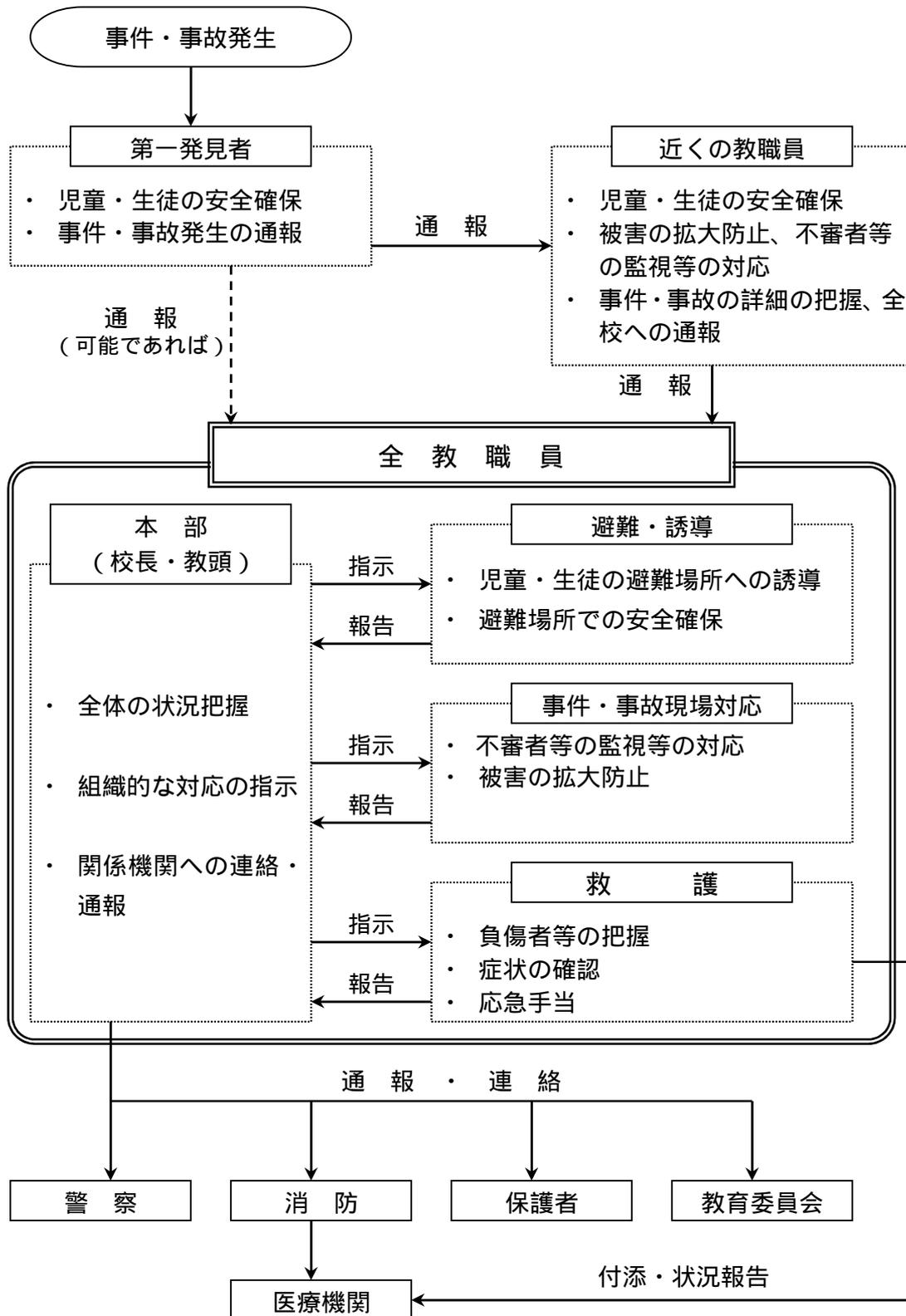
安全確保の視点の共有化・明確化
保護者や教育委員会への情報発信

職員会議での定期的議題
広報誌の相互提供

2 緊急時の対応

児童・生徒の安全確保のための緊急時の対応の流れ（例示）

～ 事故発生直後から緊急事態収束までの対応～



教職員の役割分担（平常時の参考例）

大分類	主 な 内 容	担 当 者
体制整備・点検	マニュアル・分担表の整備 施設・設備・機器の整備 教職員の訓練	校長、教頭
地域連携の推進	保護者との連携 関係機関・団体との連携 情報の受発信	校長、教頭、P T A 担当教諭 生徒指導担当教諭
来校者管理	受付、受付簿・名札の管理	事務職員等
巡回監視	ローテーションによる巡回実施 スクールガードとの連携 不審物等の発見、処理 環境衛生管理との連携	全教職員
児童・生徒の教育	教育計画の策定・実施 防犯教室の実施 訓練の実施	教務主任、学年主任、 児童・生徒指導担当教諭 クラス担任、授業担当者

教職員の役割分担（緊急時の参考例）

大分類	主 な 内 容	担 当 者
全体の指揮 外部との対応	対策本部の設置 情報収集 教育委員会、警察等への対応 報道機関からの照会対応	校長、教頭
児童・生徒の 安全確保	避難誘導	学年主任、クラス担任、 授業担当者
不審者対応	不審者の行動監視・抑止等	発見者、教頭、教務主任 児童・生徒指導担当教諭
被害者の救護	応急手当 医療機関への搬送付き添い	養護教諭等
保護者対応	状況の連絡 児童・生徒の引き渡し連絡	教頭、教務主任、学年主任 クラス担任、児童・生徒指 導担当教諭、P T A 担当教 諭

（注）上記は、例示であり、実際の役割分担は、各校の実状に応じて定めてください。

3 緊急時の連絡・通報

緊急時の通報（例）

各学校では、発達段階に応じた配慮や工夫をしながら下の例を参考に、それぞれの学校に応じたマニュアルを作成し、電話の近くなどの目につくところに掲示して、いざというときにまごつかないように準備してください。

緊急放送例

（緊急事態を特定の文例で表現する例）

- ・ 校長先生 番に急ぎのお電話です。

（状況をそのまま伝える例）

- ・ 緊急放送です。ただいま 棟 階に不審者が侵入しました。
- ・ 児童（生徒）は先生の指示に従ってください。

110番通報例

- ・ こちらは 学校です。
- ・ 刃物を持った不審者が侵入し・・・（状況を簡潔に説明）
- ・ 緊急出動をお願いします。
- ・ 所在地は、 市 町 番です。
- ・ 電話番号は、 - です。

119番通報例

- ・ こちらは 学校です。
- ・ 子どもが刃物で切りつけられ・・・（負傷の状況を簡潔に説明）
- ・ 至急、救急車の出動をお願いします。
- ・ 所在地は、 市 町 番です。
- ・ 電話番号は、 - です。

緊急時連絡先（例）

緊急機関

警察 110 番（地区警察署 - 0110）

消防 119 番（地区消防署 - 0119）

医療機関等

学校医	内科	医院	-
	眼科	眼科	-
	歯科	歯科	-
	耳鼻科	医院	-

学校薬剤師 薬局 -

近隣病院	総合病院	-
	外科医院	-
	病院	-

管理職

校長 携帯 - -

教頭 携帯 - -

教育関係

教育委員会 課 -

教育事務所 -

その他

P T A 関係 -

警備会社 -

タクシー -

⋮

【県教育委員会の取組み】

不審者の侵入等による犯罪被害防止の観点から、学校・家庭・地域での連携した取組みの推進を図るため、県教育委員会としても、それぞれの取組みを支援していく立場から、次のような対応、取組みをしていきます。市町村教育委員会においては、こうした県の取組みとの連携を図っていただきたいと思いますと考えております。

1 緊急時（事故発生時）の対応

万一不審者が侵入し、被害が発生したような場合や、学校に対する脅迫があった場合などは、必要に応じて学校事故等緊急支援チームを派遣し、緊急対応について支援します。さらに、県警察本部と連携する必要がある場合には、連絡調整等の支援をします。

事故発生後に児童・生徒の心のケアが必要な場合は、臨床心理士等を必要数派遣して対応するとともに、医療機関・相談機関等との連絡調整等の支援をしていきます。

2 今後の取組み

県PTA連合会などの関係団体との連携を図り、各地域における連携・協力が円滑に進むよう支援していきます。

警察・教育委員会等連絡会議等の場において、県警察本部に対し、各署における学校・警察連絡協議会等、学校との行動連携について協力を依頼し、緊急時のみならず、日常的な取組みの連携・協力の推進を図っていきます。

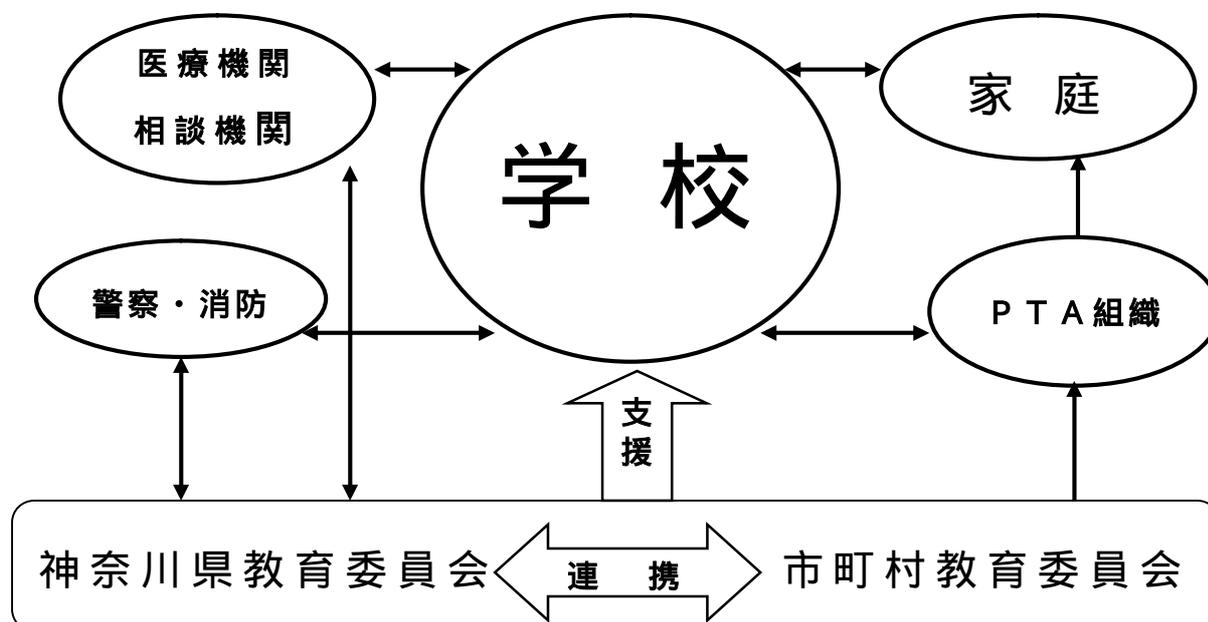
緊急時における連絡体制づくりの一環として、各消防本部にも火災報知器の使用や緊急対応について理解・協力を依頼します。

「防犯教室講習会」など、学校安全に関する研修の充実や「防犯教育充実のために（教師用）」の活用を図ります。

各学校や市町村教育委員会へのマニュアルの改善や防犯に関する指導・助言の充実に努めます。

市町村防犯・安全対策主管担当者会議などで情報交換、課題協議等を行い、啓発に努めます。

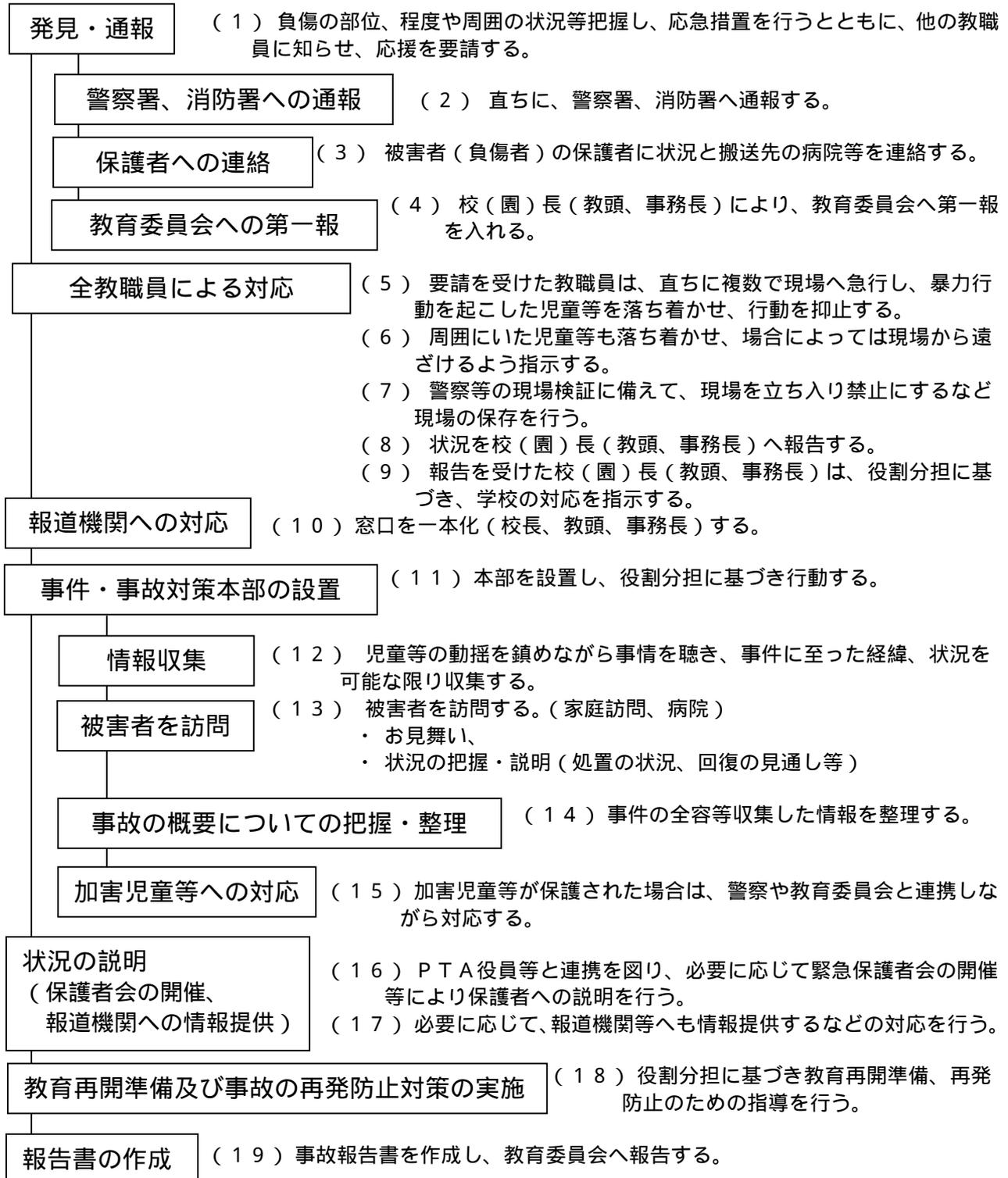
ボランティアの協力によるスクールガードの導入について検討を進めます。



対応事例

児童同士の暴力により重傷を負った場合

想定事例：休憩時間、児童等同士がけんかをし、興奮した児童等が相手を切り出しナイフで斬りつけ、重傷を負った。



参考文献

- ・ 学校の安全管理に関する取組事例集 学校への不審者侵入時の危機管理を中心に 文部科学省（平成 15 年 6 月）
- ・ 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル 文部科学省（平成 15 年 2 月）
- ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省（平成 13 年 11 月）
- ・ 非常災害時における子どもの心のケアのために 改訂版 文部科学省（平成 15 年 8 月）

協力

- ・ 横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、横須賀市教育委員会、相模原市教育委員会
- ・ 神奈川県県民部安全・安心まちづくり課 暮らし安全指導員
- ・ 神奈川県教育庁教育部義務教育課、高校教育課、障害児教育課
- ・ 神奈川県教育庁湘南三浦教育事務所、高相教育事務所、中教育事務所、足柄上教育事務所、足柄下教育事務所、愛甲教育事務所、津久井教育事務所
- ・ 神奈川県立総合教育センター

資料提供

- ・ 長崎県教育委員会

なお、神奈川県教育庁教育部保健体育課においては、保健安全班及び教育指導担当指導主事が中心となってとりまとめました。

学校の安全管理マニュアル作成のための手引き

～ 不審者等から児童・生徒を守るために～

平成 17 年 3 月発行

編集者 神奈川県教育庁教育部
保健体育課長 佐々木悦子

発行者 神奈川県教育委員会
横浜市中区日本大通 33